

平成23年6月3日
国土交通省総合政策局建設業課

平成22年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果等について

平成22年度における「建設業法令遵守推進本部」（平成19年4月1日に各地方整備局等に設置。以下「推進本部」という。）の活動結果及び通報等の概要は下記のとおりです。

1. 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報

平成22年度に駆け込みホットラインに寄せられた電話等の件数は、法令違反情報の通報をはじめ、建設業法に関する質問・相談等も含め、1,551件（前年度1,463件）。このうち、法令違反の疑いがある情報の受付件数は251件（前年度251件）。

内容は、下請代金の支払いについてが最も多く、その他下請取引に関するものや工事瑕疵、施工体制台帳の未作成等、営業所の専任技術者、主任技術者等の不設置等が多い。

2. 建設業者に対する立入検査等の実施回数

上記疑義情報等に対して、各推進本部が建設業者の営業所等に立入検査等を行った回数は、報告聴取等も含め延べ1,053回（前年度延べ952回）。

3. 監督処分・勧告の実施概要

平成22年度に各地方整備局等が行った監督処分等の状況は、上記通報案件も含め以下のとおり。

許可取消	2件	[建設業者の所在の不確知で1件、刑法違反で代表に罰金刑1件]
営業停止	54件	[経審虚偽申請1件、資格要件を満たさない監理技術者等の配置1件、独占禁止法違反（談合）51件、刑法違反（業務上過失致死傷罪）1件]
指 示	16件	[無許可業者との下請契約5件、労働安全衛生法違反10件など]
勧 告	426件	[下請契約の締結について289件、下請代金の見積、決定について168件、下請代金の支払いについて145件、追加・変更契約について144件、施工体制台帳の未作成等について110件など]

※ 1件の監督処分、勧告に複数の項目が含まれることがあるため、監督処分・勧告件数とその内訳の件数とは一致しない。

4. 平成23年度における活動方針

下請取引に関する法令違反疑義情報が多数寄せられていることを踏まえ、取引の適正化に関する取組を引き続き実施するとともに、法令違反については重点的に取り組む事項を定め、立入検査、指導監督を実施します。

また、本年6月にとりまとめが予定されている建設産業戦略会議での方針を踏まえ、法令遵守の更なる推進に関する取組を行います。

問い合わせ先

国土交通省総合政策局建設業課

課長補佐 仲 嶋（内線24715）

許可係長 石 島（内線24718）

TEL：(03) 5253-8111（代表）